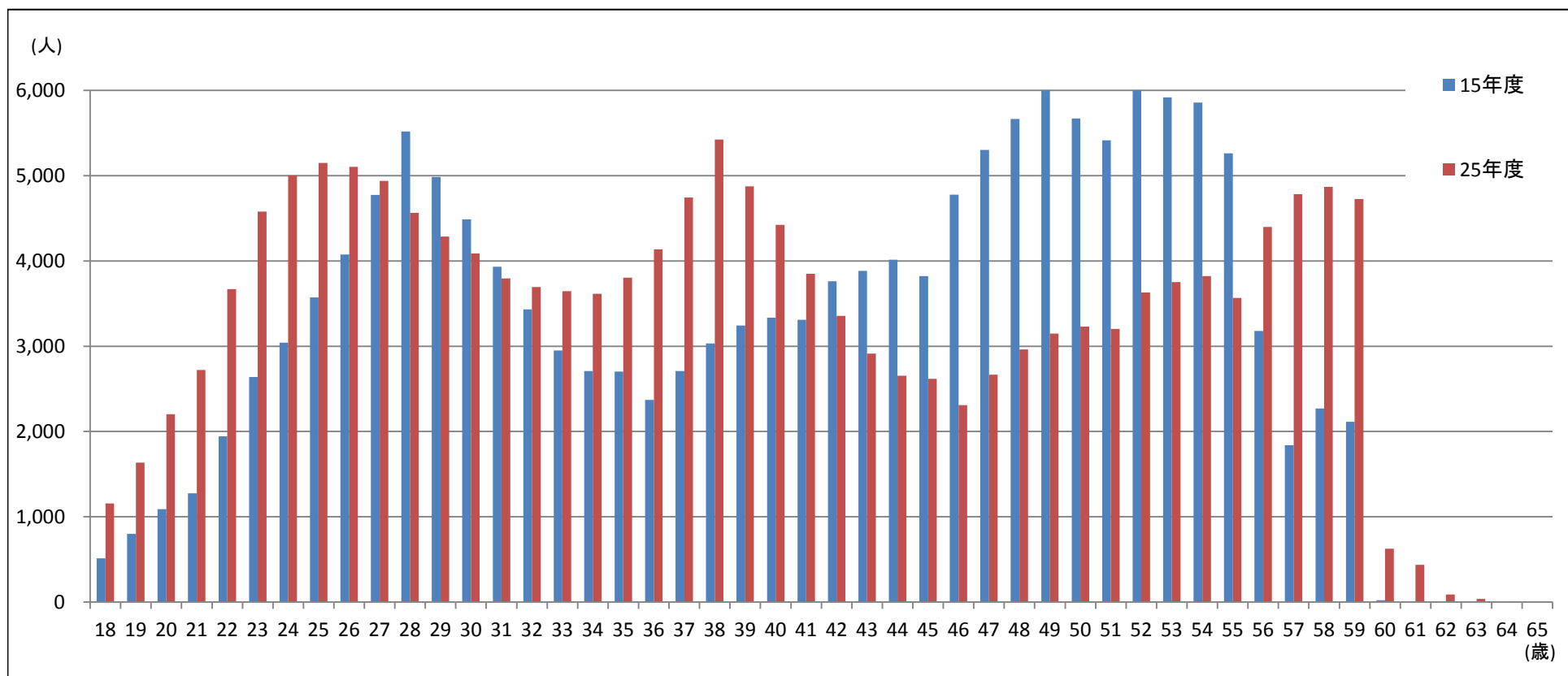


■ 年齢別消防吏員数の推移



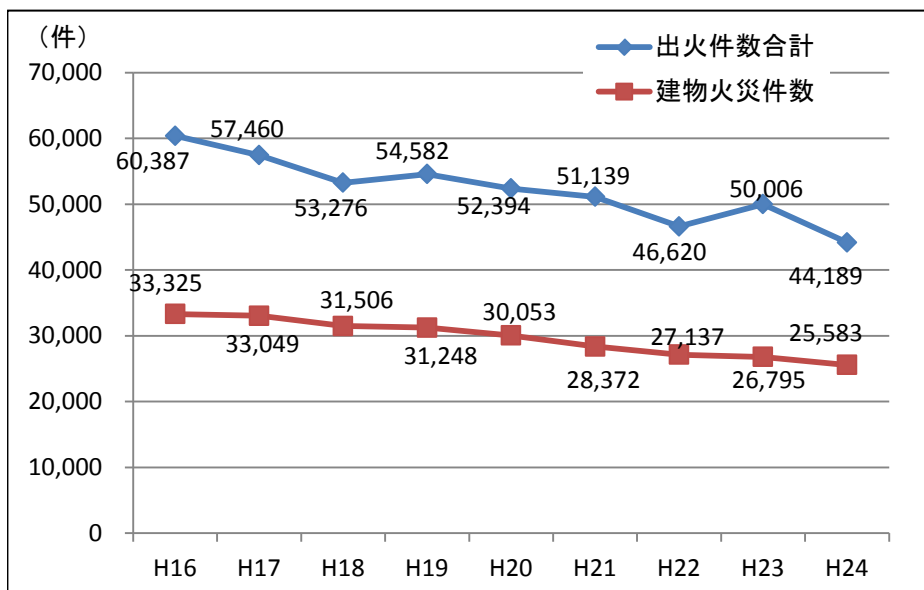
出典:消防防災・震災対策現況調査

■平成16年～24年の火災状況の推移

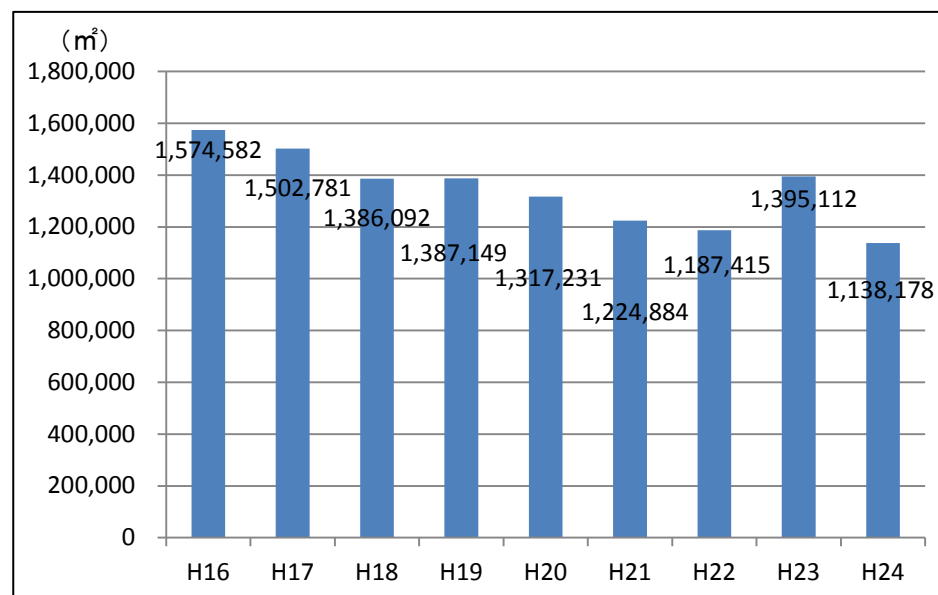
※各年度消防白書より

	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
出火件数合計 (件)	60,387	57,460	53,276	54,582	52,394	51,139	46,620	50,006	44,189
建物火災件数 (件)	33,325	33,049	31,506	31,248	30,053	28,372	27,137	26,795	25,583
焼損建物床面積 (㎡)	1,574,582	1,502,781	1,386,092	1,387,149	1,317,231	1,224,884	1,187,415	1,395,112	1,138,178

(図1) 出火件数と建物火災件数の推移



(図2) 焼損面積(建物床面積)の推移



■初任教育に関する意見

基礎教育	実務教育	実科訓練	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・理化学は、他の実務教育に統合し、必要最低限度の教育内容で良いと考える。 ・消防法の12時限は、時間を増やすべき。 ・消防制度の時限数が多い【4時限から6時限が適当である(現行:8時間)】 ・消防法の時限数が少ない【3時限程度の増加が適当である(現行:12時間)】 ・「サービスと勤務」の教育時間を20時間程度に短縮し、「消防法」や「消防制度」への増加配分としてはどうか。 ・「法制通論」と「サービスと勤務」は、少し時間を減としても良い。 ・基礎教育については「法制通論」・「サービスと勤務」・「倫理」・「情操」・「理化学」等、時間短縮が可能と考える。 ・当校では、基礎教育時間の内10時間を実科訓練に振り替えている。 ・情操は必要性が薄いと考える。 ・倫理、情操は時間を減じるか若しくは統一が可能と考える。 ・サービスと勤務は、学校ではなく各所属で教えるほうが効果的と考える。 ・新たに実施すべき教科目として、「ストレス耐性を高めるための心理学」、「腰痛、熱中症など消防職業病を意識したスポーツ科学」、「安全管理概論」、「自主防災組織や住民に防災教育を行う際のコーチング技術」などが実践的で、必要性が高いと考える。 ・サービスと勤務は、各本部の体制が異なる場合があるので、基本的事項のみで足り、10時間程度でよいと考える。 ・阪神淡路大震災、日本大地震等の大規模災害や特殊災害において、消防庁長官の指示等に基づき出動する緊急消防援助隊の大規模災害への対応力等基礎的な知識や関係法令等を初任学生にも修得させる必要があることから「緊急消防援助隊(仮称)」を教科目に追加すべきと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・初任教育と救急科を併せて実施または初任教育に引き続いて実施する場合における時間数の考え方を整理してほしい。初任教育の「救急」は必ず50時間実施すべきか、減じることは可能か。 ・救急の50時限は、救急の基礎的教育に限定した教科目及び時間数とすべき。普通救命講習程度の知識・技術の確保を基本と考えるならば、12時間程度でよい。 ・消防用設備について、時間数を増やし実習を必須とするべき。 ・消防機械・ポンプの時間を増やすべき。 ・予防広報については、予防査察や消防用設備と重複する内容が多くなってしまおうと考える。現代社会における責任の重要性などを考えると独立して防火管理という教科目を新たに実施したほうがよい。 ・実務教育については、予防技術者研修に係る部分は時間短縮は難しいが、「火災防ぎよ」や「防災」等は時間短縮可能である。 ・予防関連の教育は、毎年のように法改正がある現状においては、専門的な深い知識は予防査察科で習得してもらい、基本的根拠法令の教育のみと考えると半分程度の時間数でよいのではないか。 ・多種多様化する特殊災害に対する基礎教育の強化のため、特殊災害と保安の時間数を5時間程度増やした方が良いと考える。 ・危惧される大規模災害に対する備えのため、防災教育をさらに強化したため防災の時間数を5時間程度増やした方が良いと考える。 ・車両運行要領、機関運用要領の実習を考慮すると、時間数が足りないため消防機械、ポンプの時間数を10時間程度増やした方が良いと考える ・広範な消防実務について習得させるには、実務教育全般について時間数に不足を感じるが、800時間の中での調整が困難である。※当校においては、消防学校での教育において、基礎的な部分を教育し、消防署に派遣して行う実務見習教育において補完している。 ・「危険予知」について、「安全管理」の内容の一部にあるものの現行の時間数では十分な教育が難しいため、教科目として「危険予知訓練」を新たに加える必要があると考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・機器取扱訓練については、多種にわたる資機材の取扱訓練を実施することから、増加する必要がある(70時間程度) ・本校にあつては、消防活動応用訓練の時間を基準時間数より多く確保し、教育にあたっている。実時間数は各校の方針に沿って設定すればよいものであり、基準時間数そのものを見直す必要はないと考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選択研修はなくして、他の教育・訓練に振り分けた方が良いと思う。 ・「選択研修」については時間短縮可能であると考えます。 ・当校では、選択研修等の内、ポンプ操法に40時間程度活用している。

■専科教育についての意見

意見

- ・受講者から、実習や訓練の時間増を要望する意見が多いことから、考慮する必要があると考える。
- ・団塊世代の大量退職等に伴う救急資格者の減少に対処するため、救急隊員資格者の養成を短期間に行うための方策として、専科教育である救急科と初任科を統合した総合教育制とすることも有効な方策の一つと考えられる。
- ・団塊の世代の大量退職に伴い、各消防本部では専門知識・経験の少ない中堅の職員がその業務に就いている。災害様態も複雑多様化していることから、専科教育の充実を図る必要があり、各教育課程において、教育訓練時間を増やすことが必要と考える。
- ・火災件数の減少に伴い、火災体験の少ない職員の増加が懸念されるため、模擬火災消火訓練装置を有している消防学校での合同教育について検討すべき。
- ・近年、各消防本部とも現場の人員確保及び財政面から、専科教育及び幹部教育に入校させる職員数が10年前からすると約半数になっている。
警防科等の一般的専科教育は、多くの消防職員が教育を受ける必要性から、短期とし多くの消防職員に教育を受けてもらえる環境を整備することも必要と考える。
- ・特殊災害科は、多岐に渡り専門的知識が必要な教育であるので、消防大学のNBCコースのようにもう少し特化した教科目編成するとともに時間数を30時間程度(5日間程度)にし、消防本部の現場人員確保にあまり支障のない教育期間にすべき。
- ・特殊災害に関する専門的知識及び技術を習得させることを目的に実施しているが、特殊災害の範囲が広範に及ぶこと並びに資器材取扱い等の専門性が高いことなどから、教育時間数の不足を感じる。
- ・予防査察科では、事例研究におけるアドバイザーが入れば、より有意義なものになると思われる。
- ・予防査察科では、「違反是正」の研修時間を増やすべきと考える。
- ・火災調査科は、原因調査の調査技法と調査書類作成が重要。また、関係法規の学習は必修であると考える。
- ・消防における救急業務の比重が大きくなっている中で、救急実務経験がほとんどない学生が受講するため、実習時間を増やして基本的な手技を反復練習させ、実践で通用するレベルまで習得させる必要がある。
- ・救助科では、都市型救助に関する教育をするための教本と教育時間が必要と考える。救助器具取扱訓練を行う場合、出動車両の資機材を使用して教育訓練を行わなくても実施できるように、例えば、国が高価な資機材を買い入れて各消防学校に貸し出す制度なども必要ではないか。
- ・救助科では、東日本大震災などの経験を教訓として、緊急消防援助隊の受援体制や高度救助用資機材の取扱い、がれき救助訓練などを内容とした震災対応訓練を取り入れるべき。
- ・専科教育に講話は必要かどうか疑問である。講話は、幹部教育のみとしてよいのではないか。その分の時間数を専門教育に充てるべきである。
- ・1日8時間授業にすることにより日数の短縮が図れる。

意見

・職員数の少ない消防本部が多いため、「長期間の課程に職員を出すと勤務ローテーションに支障が出るため勉強はさせたいが残った職員の負担が大きくなるのでためらってしまう」という悩みが多い。長期の専科課程は基本的なものに厳選したうえで、その他のニーズは短期間の特別教育で柔軟に対応することで現状を少し改善できるのではないかと考える。また、学校側としても伝えていきたい新しい知識や技術は多いが、教職員数が少ない中で年間のスケジュールをこなすことで手一杯で、新しい内容の特別教育に取り組む余力が無いのが現状。

・予防査察科と危険物科は統合可能である

・「特殊災害科」は、「警防科」若しくは「救助科」に統合してはどうか。（理由：特殊災害科は、テロ対策の充実の意図を含めて新設されたが、テロ対策よりも硫化水素、農薬等の事故による事案発生が多く一概にテロ対策だけが必要とはいえない。特化するよりも警防及び救助活動のひとつであるとした教育体系もよいのではないかと考える。

・警防科と特殊災害科は、対象者が同じであり、授業内容も共通することが多いことから、統合可能であると考えられる。

■ 幹部教育に関する意見

※消防学校の教育訓練に関する調査結果より抜粋

意見

- ・中級幹部科と初級幹部科を統合し、「幹部科」として実施しており、特に反対意見もなく、効率的な実施であると考え。また、内容としては、ロールプレイ型の授業を多く取り入れることにより、学生による参加型の授業となり、問題解決に向けた話し合いの手法や方向性について、認識することができているものと考え。
- ・中級幹部科の総時間を49時間(7日)→35時間(5日)に短縮すべきと考える。
- ・警防科を無くし、警防科で行っている講義を初級幹部科、中級幹部科、上級幹部科に振り分け、各級指導者ごとに必要とされる教育を行う。
- ・中級職員が各専科で現場指揮訓練を習得しても、現場で上級指揮者が適切な指揮命令を下命できない場合があるので中級・上級幹部科でも現場指揮訓練を多く取り入れた方が良いと思われる。
- ・初級幹部科と中級幹部科を統合し、「幹部科」として隔年で実施している。
- ・「初級幹部科」と「中級幹部科」とは、教科目が類似していることから、「幹部科」として統合可能と考える。
- ・初級幹部科と中級幹部科は、教育科目が共通する場合が多く、且つ、対象者が少ないため、統合して実施しています。
- ・初級幹部科と中級幹部科は、教科目内容も同じであり、また、入校人員もそれぞれ少ない傾向にあるため、分ける必要性もないと思われる。(特に職員数の少ない本部は入校困難)
- ・警防科を無くす。警防科で行っている講義を初級幹部科、中級幹部科、上級幹部科に振り分け、各級指導者ごとに必要とされる教育を行う。
- ・初級幹部科と中級幹部科を区分する必要性が薄いと考える。
- ・上級幹部科については、消防本部からの若い派遣教官で学校の教務運営をしているので、上級幹部を指導できる教官がいない。また、司令長以上の階級は消防長しかいないという本部が多く、そのほとんどは消防大学の幹部科を修了しているので県レベルの上級幹部科にはほとんどニーズがない。
- ・初級幹部科と中級幹部科の教科目及び分類指標がほぼ同じである。初級幹部科(消防士長や消防司令補)や中級幹部科(消防司令補、消防司令)に対応した基準の見直しが必要である。
- ・上級幹部科は、消防司令、消防司令長など消防本部で課長、署長、所属長などの役職であるため、消防大学で教育してもらいたい。
- ・幹部科教育への入校頻度について、当校では階級昇任時に実施しているが、教育終了後にも定期的に消防学校に幹部職員として教育訓練を受ける機会を作っていく必要がある。

※消防学校の教育訓練に関する調査結果より抜粋

■ 現行の「消防学校の施設、人員及び運営の基準・別表第三」(教員の数)に関する意見

意見

・現行の施設、人員及び運営の基準は、平成15年の教育訓練の基準が改正された際に、初任教育等で実技訓練の時間数が増加したにも関わらず教官数の算定基準が見直されていないことや安全管理の観点から、実技訓練の実態に合わせた教官数の算定基準の見直しが必要と考える。

・救急救命士や消防大学校卒業者など、教員の資格の基準も含めた基準となるよう検討していただきたい。

・現行の基準どおりでは、教官1名で複数の教育を担当せざるを得ないこともあり、授業の準備(講義資料等の作成、効果測定など)等による業務量が増加しているのが現状である。又、複雑多様化する災害や、救急などの高度化に伴い教官の勉強時間も必要となることから、教員数の基準を見直していただきたい。併せて、事務職員についても、現行の「2名以上」から「3名以上」に改定していただきたい。

・消防学校の施設、人員及び運営の基準第7条で教官の定義として「消防に関する相当の学識経験を有するもの」とあるが、実情は都道府県職員が教官として配置され、その数を含んだ数値と解釈されており、実科訓練指導に苦慮している。

・初任教育に関しては、当分の間200人程度で推移していること、救急科については、当分の間入校者数が増加する傾向にあることから、基準どおりの配置では、安全管理上の問題が生じるおそれがある。また、教官についても、適宜消防大学校に入校するなど研修が必要であり、研修期間中は教官としての対応が困難であることから、基準における教員数の増が必要である。

・基準の考え方について、年間平均在籍学生数で教員数を算出するのではなく、ピーク時の在籍学生数を考慮して算出するほうが望ましいと考える。学生数120人以上について、具体的には、学生20人ごとに教員数1人を加えた数以上として欲しい。

・実技訓練の指導や各専科毎の専門領域を担当する教員が必要、また、基準どおりの人員では対応出来ないため教育の算定根拠とともに、別表3の見直しをお願いしたい。(教員数の規則緩和が必要)

・訓練の安全管理上の観点から、是非とも増員が必要と考える。(複数意見)

・年平均在籍数どおりの配置では、繁忙期と閑散期で教官の過不足が著しく、教育訓練に支障が生じてしまうため、もっと教育訓練の内容・期間などを加味して人員配置ができるように、画一的な人員算定基準からの見直しが必要と考える。

・本校では、国の基準で定められている教育をほぼ毎年度実施している。また、大量退職に伴う初任教育入校生の増加(近年60名を超えている)、消防団基礎教育の出前教育(年間600名修了)の実施、消防団消防操法指導・県大会運営、さらに特別教育水難救助・指揮隊・体育指導員・はしご自動車教育の実施など現教官数6名では対応に困難である。安全管理上からも基準の見直しを検討願いたい。

・本校の教員数(13人)は、基準別表に基づく教員数(11人以上)を充足しているが、教育訓練実施時において、安全管理上や教育効果の面から、現状でも教員数の不足を感じる事がしばしばあり、平均在籍学生数ではなく初任教育生の数を基準とするなど、基準の教員数の見直し(増員)が必要であると考える。